

内国法人の外国税額の控除に関する明細書

【No.33】 25欄の金額は、税引後の金額としていますか。
また、25欄の金額に係る計算の明細を記載した書類を添付していますか。

別表六(二)

令四・四・一以後終了事業年度等分

I 法人税に係る		円	区 分	国外所得対応分	①のうち非課税所得分
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の「21」)	1				
当期の法人税額 (別表一「2」-「3」)-別表六(五)の「5」の③-別表十七(三)の六「1」) (マイナスの場合は0)	2		その他の国外源泉所得に係る 当期利益又は当期欠損の額	25	
所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	3		納付した控除対象外国法人税額	26	
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4		交際費等の損金不		
被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	5		貸倒引当金の戻		
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)	6			29	
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	7				
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	8				
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	9				
計 (3)+(4)+(5)+(6)-(7)-(8)+(9) (マイナスの場合は0)	10				
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	11				
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (47)の①)	12				
(11)+(12) (マイナスの場合は0)	13		小 計	36	
非課税国外所得の金額 (47)の②)+別表六(二)付表一「26」) (マイナスの場合は0)	14		貸倒引当金の繰入額	37	
(13)-(14) (マイナスの場合は0)	15		○ ○ ○	38	
(10) × 90%	16			39	
調整国外所得金額 (15)と(16)のうち少ない金額)	17			40	
法人税の控除限度額 (2) × (17) (10) (通算法人の場合は別表六(二)付表五「35」)	18				
当期に控除できる金額 法第69条第1項により控除できる金額	18				
((19)+(20)+(21))又は当初申告税額控除額	22				
法第69条第18項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「6」の計)	23				
当期に控除できる金額 (22)+(23)	24		小 計	46	
			計 (25)+(36)-(46)	47	

【No.4】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.34】 国外所得金額の計算において、別表四の加減算額を調整していますか。
(例) 別表八(二)の外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額、別表十七(三)の二)の特定外国関係会社又は対象外国関係会社に係る課税対象金額(本店所在地国、支店所在地国等において外国法人税を課されないものを除きます。)

【No.32】 国外事業所等帰属所得に係る金額及びその他の国外源泉所得に係る金額ごとに、共通費用及び共通利子の配賦計算をしていますか。

【No.30】 18欄は、別表六(二)付表五の35欄の金額を転記していますか(2~17欄への記載は不要です。)

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期法人	53	円	地方法人税控除限度額 (52) × (17) (10) (通算法人の場合は別表六(二)付表五「43」)
差引控除対象外国法人税額 (48)-(49)	50		地方法第12条第1項により控除できる金額 (50)と(53)のうち少ない金額)
課税標準法人税額 (別表一「2」-「3」)	51	000	地方法第12条第8項により控除できる金額 (別表六(二)付表六「13」の計)
地方税法の計算 (51) × 10.3% - ((別表六(五)の「5」の③) + (別表十七(三)の六「1」) - (51)) と 0 のうち多い金額) (マイナスの場合は0)	52		外国税額の控除額 (55) + (56)

【No.30】 53欄は、別表六(二)付表五の43欄の金額を転記していますか(51欄及び52欄への記載は不要です。)

【No.9】 57欄の金額は、別表一次葉の77欄の金額と一致していますか。